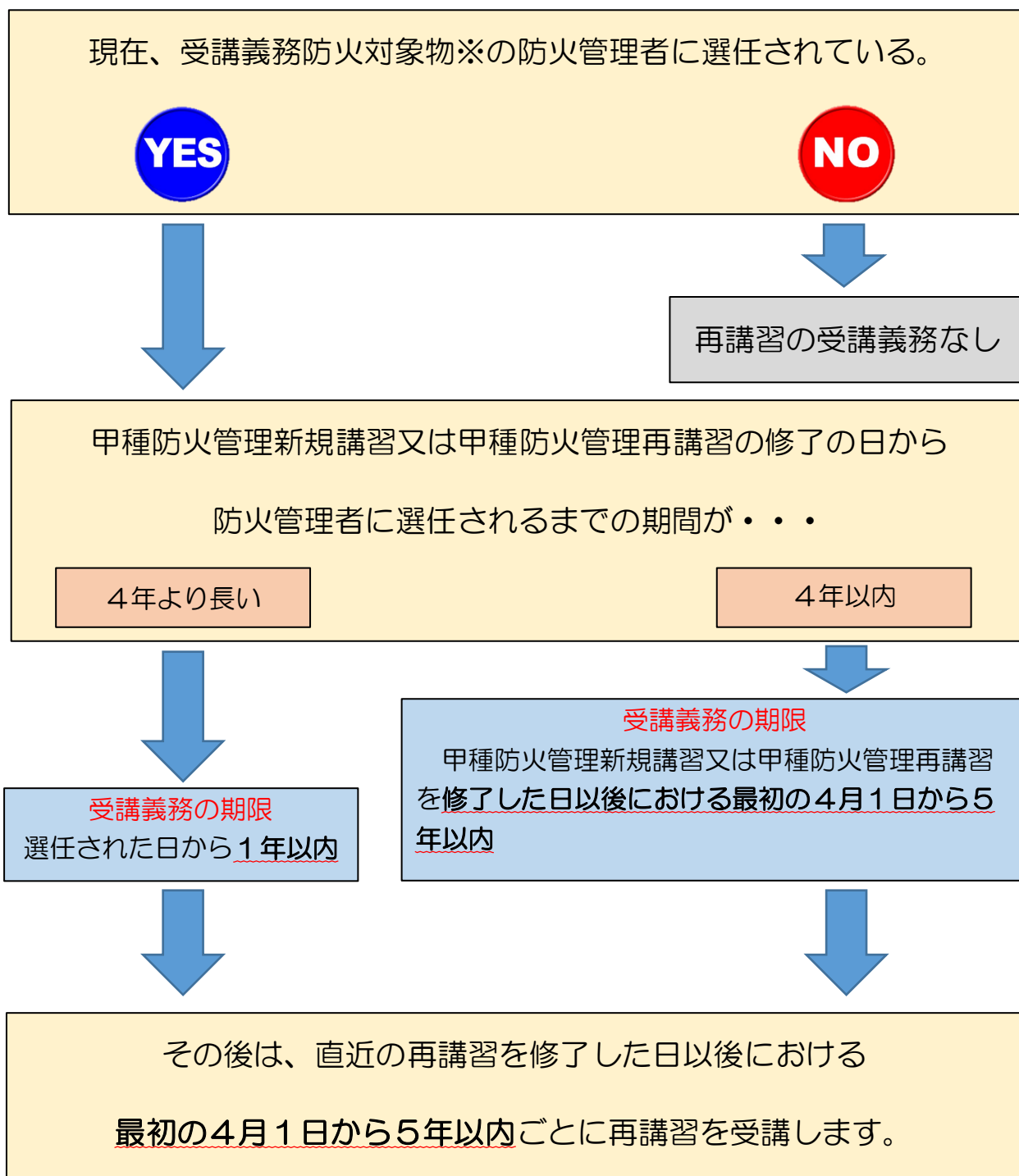


# 受講期限（受講サイクル）について



## ※受講義務防火対象物

集会場、ホテル、病院、物品販売店舗など不特定多数の人が出入りする建物（消防法施行令別表第一（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項に掲げる防火対象物）のうち、消防法で定められた収容人員が300人以上となるもの